

宇都宮都市計画事業

祖母井南部土地区画整理事業

換地処分に伴う住所等の変更 に係る諸手続きについて

祖母井南部土地区画整理事業の換地処分に伴い、事業区域内の町名と地番が、換地処分公告日の翌日(平成27年2月28日)から変更になります。



芳賀町

目 次

1. はじめに (P1)
2. 新町界図 (P2)
3. 住所変更通知用はがき (P3)
4. 新しい郵便番号 (P3)
5. 町から送付するもの (P3)
6. 主な住所変更手続一覧表
 - (1) 町その他行政側で書き換える公簿類 (P4)
 - (2) 皆様に手続きしていただくもの (P4 - P7)
 - (3) 手続きに必要な証明書の発行について (P7)
 - (4) その他の手続き (P8)
 - (5) 町から住所変更情報を提供する機関 (P9)
7. 不動産・商業・法人登記について
 - (1) 土地・建物などの不動産登記は (P9)
 - (2) 商業登記・法人登記は (P10)

1.はじめに

このたび、宇都宮都市計画事業祖母井南部土地区画整理事業の施行による換地処分に伴い、換地処分公告日の翌日から事業区域内の町名と地番が変更されます。

変更後に必要な手続きについて、皆様にお知らせするとともに、一日も早く新しい住所になじんでいただくため、このパンフレットを作成しましたのでご一読ください。

実施日について

平成27年2月28日から新しい町名地番に変更になります。

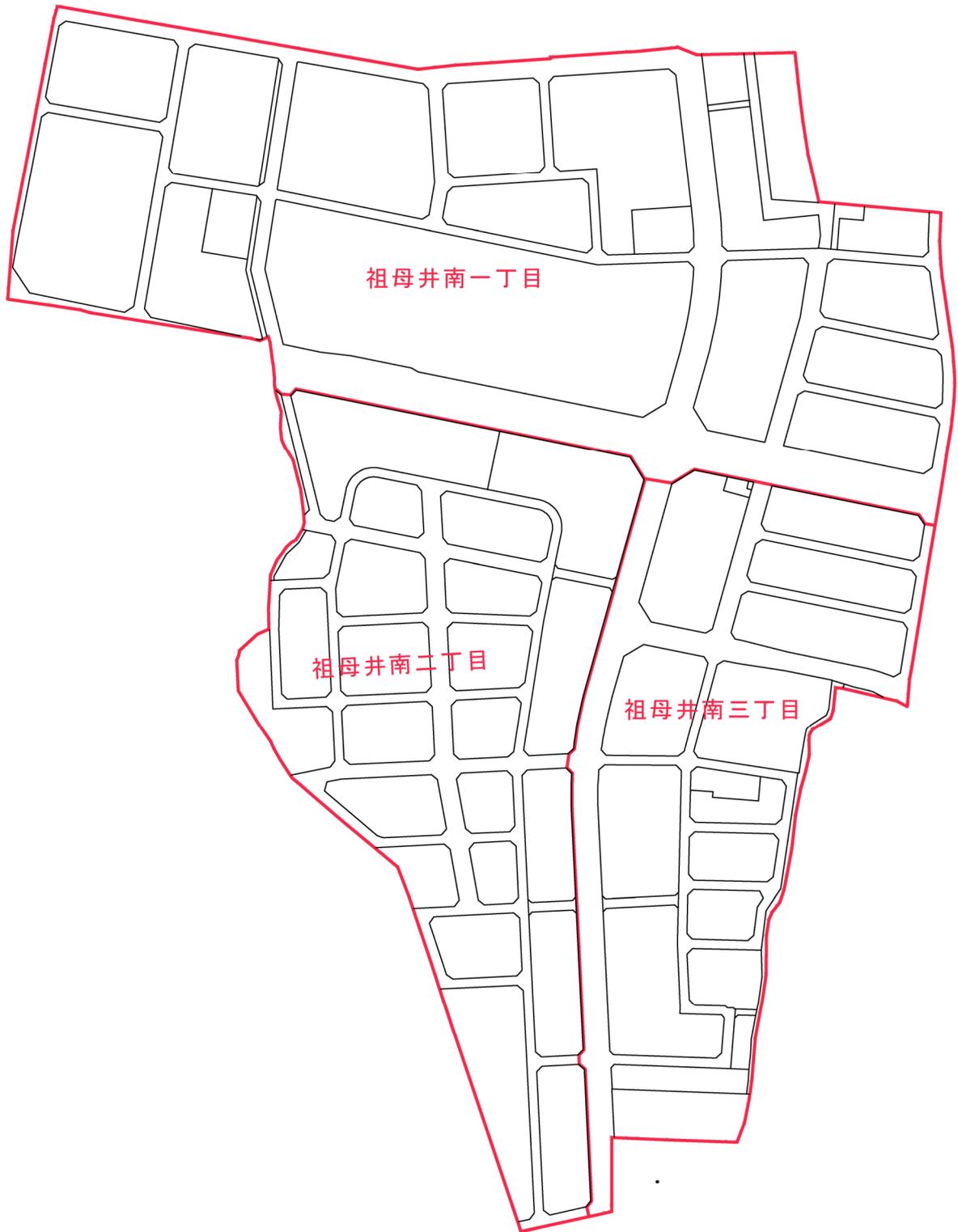
新しい住所の表し方

新しい住所は「新町名」、「新地番」を用いて表します。

〈例〉

旧住所	芳賀郡芳賀町 大字祖母井 1090 番地
新住所	芳賀郡芳賀町 祖母井南一丁目 6 番地 1

2. 新町界図



3. 住所変更通知用はがき

郵便事業株式会社から提供された「住所変更通知用はがき」(切手はいりません。)を1世帯当たり50枚お配りいたしますので、知人や取引先等への新住所のお知らせにご利用ください。

なお、はがきは、換地処分公告後、下記の「5. 町から送付するもの」に同封して配布いたします。

4. 新しい郵便番号

郵便番号については、現在郵便事業者と協議中で、変更になる可能性もあるため、後日改めてお知らせします。

5. 町から送付するもの

送付するもの	説 明	送付を担当する課
町名地番変更証明書 (地区内にお住まいの方)	新しい住所を記載した「町名地番変更証明書」(各人3通)を送付します。 (3月2日以降に送付予定)	町役場住民課 住民戸籍係 028(677)6014
本籍変更通知 (地区内に本籍のある方)	新しい本籍を記載した「本籍変更通知」を送付します。 (3月2日以降に送付予定)	町役場住民課 住民戸籍係 028(677)6014
所在地番変更証明書 (地区内に法人設立・設置届出のある法人)	新しい所在地番を記載した「所在地番変更証明書」を送付します。 (3月2日以降に送付予定) 所在地番変更証明書については、町名変更実施日以降、都市計画課で発行します。	町役場都市計画課 市街地整備係 028(677)6020

変更後の住所は、住まいや店舗等が建っている土地(数筆にまたがる場合は、建物が多くかかる筆)の新地番を基に設定しました。

6. 主な住所変更手続一覧表

(1) 町その他行政側で書き換える公簿類(皆様の手続きは不要です)

公 簿 名	書き換え欄	説 明
住民基本台帳(住民票) 印鑑登録原票(印鑑証明) 選挙人名簿 国民健康保険資格台帳 遺児手当 児童扶養手当 更生医療受給者台帳 障害福祉サービス受給者台帳 地域生活支援サービス受給者台帳 介護保険被保険者台帳 その他各種台帳	住所欄	町が新しい町名地番に書き換えます。
固定資産課税台帳	住 所 欄、 所在地欄	町が新しい町名地番に書き換えます。
戸籍簿	本籍欄	町が新しい町名地番に書き換えます。 (対象地番が複数ある場合、選択いただく場合があります。また、書き換え後の地番が存在しない場合や住所と統一されたい場合には、転籍届により変更していただく必要があります。)
土地登記簿及び建物登記簿	表題部	表題部の所在地番のみ、町が申請し、法務局が書き換えます。登記名義人などの住所については所有者の申請があるまで変わりません。

住所・本籍の表示は、芳賀郡芳賀町祖母井南 丁目 番地 となります。

土地・建物などの不動産登記、商業登記・法人登記については、9・10ページをご覧ください。

(2) 皆様に手続きしていただくもの

町名地番変更実施日以降、皆様ご自身で手続きをお願いします。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
自動車運転免許証の 住所・本籍変更	真岡警察署 0285(84)0110 又は運転免許センター 0289(76)0110	免許証 町名地番変更証明書	届出の義務はありませんが、更新、再交付、記載事項変更等の際に併せて届出をしてください。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
自動車検査証の住所変更 二輪の小型自動車検査証の住所変更 (250 cc超) 軽二輪の届出済証の住所変更(125 cc超250 cc以下)	関東運輸局 栃木運輸支局 宇都宮市八千代 1-14-8 050(5540)2019	変更申請書(40円) 自動車検査証(軽二輪は届出済証) 町名地番変更証明書 印鑑(所有者及び使用者) 自賠責保険証明書	町名変更実施日以降、届出をしてください。 代理人による申請や所有者と使用者が異なる場合は、さらに必要な書類があります。 運輸支局にご確認ください。
軽自動車検査証の住所変更	軽自動車検査協会栃木事務所 宇都宮市西川田本町 1-2-37 050(3816)3107 (コールセンター) 受付時間(平日) 8:45~11:45 13:00~16:00	住所変更依頼書(窓口に常備しています。) 自動車検査証 町名地番変更証明書	町名変更実施日以降、届出をしてください。
不動産登記簿の所有者の住所変更 (詳細についてはP9の(1)土地建物などの不動産登記をご覧ください)	不動産の所在地を管轄する法務局	登記申請書 町名地番変更証明書 印鑑	期限はありませんが、 <u>換地処分に伴う登記完了後</u> に名義人の住所変更登記申請をしてください。 証明書の提出により登録免許税は非課税になります。
法人登記の本店、または支店の所在変更 (詳細についてはP10の(2)商業登記・法人登記をご覧ください)	本店及び支店を管轄する法務局	登記申請書 登録印 所在地番変更証明書	町名変更実施日以降、本店は2週間以内、支店は3週間以内に変更する必要がありますので、すみやかに変更登記申請をしてください。
法人登記の本店、または支店の役員の住所変更 (詳細についてはP10の(2)商業登記・法人登記をご覧ください)	本店及び支店を管轄する法務局	登記申請書 登録印 町名地番変更証明書	所在地番変更証明書・町名地番変更証明書の提出により登録免許税は非課税になります。
国民年金・厚生年金受給権者の住所変更 (60歳以上の方)	町役場住民課 国保年金係 028(677)6038	年金受給権者住所変更届	町名変更実施日以降、すみやかに手続きしてください。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
国民年金第2号被保険者の住所変更 (会社などにお勤めで厚生年金又は共済組合に加入されている方)	勤め先	勤め先にお問い合わせください。	町名変更実施日以降、すみやかに手続きしてください。
国民年金第3号被保険者の住所変更 (国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者となっている20歳以上60歳未満の方)	配偶者の勤め先	配偶者の勤め先にお問い合わせください。	町名変更実施日以降、すみやかに手続きしてください。
各種営業許可証の営業施設の所在変更 営業者の住所変更 医療機関・施術所の所在変更 介護施設の所在変更	県東健康福祉センター 真岡市荒町 2-15-10 0285(84)3321	許可証等 所在地番変更証明書 町名地番変更証明書 印鑑など	業種により必要書類が異なりますので、県東健康福祉センターにご確認ください。 町役場都市計画課でも別冊子を配布しています。必要な場合は窓口までお越しください。
写真付住民基本台帳カードの住所変更	町役場住民課 住民戸籍係 028(677)6014	住民基本台帳カード	町名変更実施日以降、都合のよいときに <u>ご本人もしくは同一世帯の方が</u> 手続きしてください。
電子証明書(公的個人認証)の住所変更	町役場住民課 住民戸籍係 028(677)6014	住民基本台帳カード	町名変更実施日以降、都合のよいときに <u>ご本人が</u> 手続きしてください。
在留カードの住所変更	町役場住民課 住民戸籍係 028(677)6014	在留カード	町名変更実施日以降、都合のよいときに <u>ご本人もしくは同一世帯の方が</u> 手続きしてください。
身体障害者手帳の住所変更	町役場健康福祉課 福祉係 028(677)1112	身体障害者手帳	町名変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しください。
精神障害者保健福祉手帳の住所変更	町役場健康福祉課 福祉係 028(677)1112	精神障害者手帳	町名変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しください。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
自立支援医療費受給者証の住所変更 (精神通医・更正医療)	町役場健康福祉課 福祉係 028 (677) 1112	自立支援医療費受給者証	町名変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しく ださい。
児童扶養手当資格者証の住所変更	町役場健康福祉課 福祉係 028 (677) 1112	児童扶養手当資格者証	新しい町名地番の資格者証が 必要な場合はご連絡くださ い。
一般特定疾患医療受給者証の住所変更	県東健康福祉センター 健康対策課栄養難病 真岡市荒町 2-15-10 0285 (82) 3323	一般特定疾患医療受給者証 町名地番変更証明書 印鑑	町名変更実施日以降、都合の よいときに窓口までお越しく ださい。
小児慢性特定疾患医療受給者証の住所変更	県東健康福祉センター 健康対策課栄養難病 真岡市荒町 2-15-10 0285 (82) 3323	小児慢性特定疾患医療受給者証 町名地番変更証明書 印鑑	町名変更実施日以降、都合の よいときに窓口までお越しく ださい。
肝炎治療受給者証の住所変更	県東健康福祉センター 健康対策課栄養難病 真岡市荒町 2-15-10 0285 (82) 3323	肝炎治療受給者証 町名地番変更証明書 印鑑	町名変更実施日以降、都合の よいときに窓口までお越しく ださい。
学校（町内の小中学校を除く）、幼稚園・保育園（町内公立保育園を除く）、勤務先などへの住所変更届出			
金融機関の預金通帳や各種保険書、証券などの住所変更届出			
NHK、東電、ガス会社への住所変更届出			
電話会社、インターネット接続会社、クレジット会社などへの住所変更届出			

その他許可、免許類で法令により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。

（３）手続きに必要な証明書の発行について

町名地番変更証明書（個人の住所変更）	3月2日以降、町役場住民課窓口で発行しますので、申請される方の印鑑をご持参の上、窓口に出してください。（1年間無料交付します。）
所在地番変更証明書	3月2日以降、町役場都市計画課で発行しますので、申請される方の印鑑をご持参の上、申出ください。（1年間無料交付します。）

(4) その他の手続き (皆様の手続きは不要です。)

事 項	届出・問合せ先	摘 要
国民健康保険被保険者証 高齢受給者証 限度額適用認定証	町役場住民課 国保年金係 028 (677) 6038	新しい保険証などを自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。なお、限度額適用認定証については、発行されている方のみとなります。
後期高齢者医療被保険者証 限度額適用認定証	町役場住民課 国保年金係 028 (677) 6038	新しい保険証などを自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。なお、限度額適用認定証については、発行されている方のみとなります。
共済年金受給権者の住所変更 (60歳以上の方)	各共済組合	住民票の変更情報が各共済組合に自動で報告・反映されるので、手続きは不要です。
国民年金第1号被保険者の住所変更 (原則として、国民年金に加入している20歳以上60歳未満の方)	町役場住民課 国保年金係 028 (677) 6038	町役場で一括して住所変更し、年金事務所に報告しますので、手続きは不要です。
犬の登録	町役場環境対策課 環境対策係 028 (677) 6041	町役場で一括して住所変更しますので、手続きは不要です。
障害福祉サービス受給者証 地域生活支援サービス受給者証	町役場健康福祉課 福祉係 028 (677) 1112	新しい受給者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。
こども医療費受給資格者証 妊産婦医療費受給資格者証 重度心身障害者医療費受給資格者証 ひとり親家庭医療費受給資格者証	町役場健康福祉課 福祉係 028 (677) 1112	新しい受給資格者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。
介護保険被保険者証	町役場高齢者支援課 介護保険係 028 (677) 6015	新しい保険者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。
農業者年金加入者の住所変更	農業委員会 028 (677) 6047 JA はが野芳賀支店 028 (677) 0330	農業委員会で一括して住所変更し、農業者年金基金に報告しますので、手続きは不要です。
図書利用者カード	町役場生涯学習課 総合情報館係 028 (677) 2525	町役場で一括して住所変更しますので、手続きは不要です。

(5) 町から住所変更情報を提供する機関(皆様の手続きは不要です。)

機 関 名	提 供 理 由	備 考
郵便事業株式会社 (芳賀郵便局)	郵便物の誤配防止のため	郵便貯金や簡易保険に 関しての住所変更は各自届出 してください。
芳賀地区広域行政事務組 合消防本部	緊急時又は防災上、必要があるため	
真岡警察署	緊急時又は防犯上、必要があるため	

提供するものは、新町名及び地番のみが記載された図面で、お住まいの方の氏名、土地の面積等の記載はありません。

7. 不動産・商業・法人登記について

(1) 土地・建物などの不動産登記は

土地登記・建物登記の表題部(所在・地番・地積等)は、法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は、登記名義人の申請に基づくものであるため施行者での書き換えはできませんので、所有者の方が変更手続きをしてください。

(1) 換地処分公告日の翌日から登記が完了するまでの期間、土地・建物の登記はできなくなります。

(2) 所有権等の登記名義人の住所は、上記(1)の登記停止期間終了後に不動産を管轄する法務局で変更手続きをしてください。

なお、この変更登記申請は、直ちにさせていただかなくてはならない手続きではありません。ただし、不動産の売買、名義人変更、分合筆等をする場合には必ず併せて手続きをしてください。

(3) 変更登記申請用紙は、町役場都市計画課でもお渡ししております。

(4) 変更登記申請は、後日発行の『町名地番変更証明書』(法人の場合は『所在地番変更証明書』)を添付すれば登録免許税が非課税となります。(登録免許税法第5条第5号)各証明書が更に必要な場合は、3月2日以降に町役場住民課で『町名地番変更証明書』を、都市計画課で『所在地番変更証明書』の交付をいたしますので申し出てください。

(2) 商業登記・法人登記は

商業登記（会社関係）に登載の本店・支店及び役員の住所、あるいは法人登記（会社を除く法人）に登載の主たる事務所、従たる事務所および役員の住所については法務局へ変更登記を申請してください。

- (1) 商業登記・法人登記については、換地処分公告日の翌日から変更手続きを行うことができます。
- (2) 変更登記期間は原則としてその登記の事由が発生したとき（換地処分公告日の翌日）から、本店の所在地においては2週間以内、支店の所在地においては3週間以内とされていますので、速やかに変更登記申請をしてください。（会社法第915条第1項，第930条第3項）
- (3) 変更登記申請用紙は町役場都市計画課でもお渡ししております。
- (4) 変更登記申請は、後日発行の『町名地番変更証明書』（法人の場合は『所在地番変更証明書』）を添付すれば登録免許税が非課税となります。（登録免許税法第5条第5号）各証明書が更に必要な場合は、3月2日以降に町役場住民課で『町名地番変更証明書』を、都市計画課で『所在地番変更証明書』の交付をいたしますので申し出てください。

不動産・商業・法人登記についてのお問合せ先

土地・建物などの不動産登記に関すること

宇都宮地方法務局 真岡支局 電話0285-82-2279
〒321-4305 真岡市荒町5176番地3

商業登記・法人登記に関すること

（平成21年11月24日から管轄区域が本局になりました。）

宇都宮地方法務局 法人登記部門 電話028-623-0918
〒320-8515 宇都宮市小幡二丁目1番地11号
（宇都宮地方法務合同庁舎1階）

祖母井南部土地区画整理事業に関する問合せ先

芳賀町役場 都市計画課 市街地整備係

〒321-3392 芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地

電話 028-677-6020（直通）